

令和3年度  
東京都障害者差別解消支援地域協議会部会  
(第1回)

令和3年10月11日

福祉保健局

(午後4時06分 開会)

○篠課長 それでは、皆様、定刻を大分過ぎてしまいました。ただいまから令和3年度第1回東京都障害者差別解消支援地域協議会の部会を開催いたします。

私は、本日、事務局を務めさせていただきます、障害者施策推進部共生社会推進担当課長の篠と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この後は着座にて失礼いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、このたび、本部会の委員にご就任いただきまして重ねてお礼申し上げます。

まず、お手元に配付してございます会議資料のご確認及び委員のご紹介をさせていただきます。

お手元の資料でございますが、まず、本日の会議次第でございます。

続きまして、その下に配付資料がございます。資料1、東京都障害者差別支援地域協議会設置要綱。

資料2、東京都障害者差別解消支援地域協議会部会委員名簿。

資料3、東京都障害者差別解消支援地域協議会部会設置及び検討内容について。

資料4、コロナ禍に対応した新たな日常生活における課題（報道事例等から）。

資料5、東京都障害者権利擁護センターが受け付けた事例。

資料6、他自治体が受け付けた事例となっております。

以上、不足等がございましたら事務局にお知らせください。

続きまして、本部会の委員の皆様をご紹介します。

本日は、オンラインでご参加いただいている方を含め、13名の委員の皆様にご出席いただいております。

東洋大学人間科学総合研究所客員研究員、川内美彦部会長。

○川内部会長 川内です。よろしくお願いいたします。

○篠課長 特定非営利活動法人DPI日本会議バリアフリー部会長補佐、工藤登志子委員でございます。

続きまして、公益社団法人東京都盲人福祉協会副会長、佐々木宗雅委員でございます。

○佐々木委員 都盲協の佐々木です。よろしくお願いいたします。

○篠課長 東京都精神保健福祉民間団体協議会、本田道子委員でございます。

○本田委員 よろしくよろしくお願いいたします。

○篠課長 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会本人部会、山口順子委員でございます。

○山口委員 お願いします。

○篠課長 特定非営利活動法人東京難病団体連絡協議会、吉田洋子委員でございます。

公益社団法人東京都身体障害者団体連合会理事、宮澤勇委員でございます。

○宮澤委員 宮澤です。よろしくどうぞお願いします。

○篠課長 社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会副理事長、森山瑞江委員でございます。

- 森山委員 森山でございます。よろしくお願いいたします。
- 篠課長 東京都中小企業団体中央会常勤参事、加藤仁委員でございます。
- 加藤委員 加藤です。よろしくお願いいたします。
- 篠課長 東京都商工会連合会総務課長、斉藤彦明委員でございます。
- 斉藤委員 斉藤です。よろしくお願いいたします。
- 篠課長 東京商工会議所産業政策第二部担当部長、杉崎友則委員でございます。
- 杉崎委員 杉崎でございます。よろしくお願いいたします。
- 篠課長 一般社団法人東京経営者協会事業局長兼経営支援事業部長、山鼻恵子委員でございます。
- 山鼻委員 山鼻です。よろしくお願いいたします。
- 篠課長 弁護士の関哉直人委員でございます。
- 関哉委員 関哉です。よろしくお願いいたします。
- 篠課長 なお、本日の委員の出欠状況でございますが、唯藤委員より、所用によりご欠席の連絡をいただいております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、進行上のお願いを申し上げます。

本日は、会議室とオンラインの併用方式で開催をしておりますので、それぞれご留意いただきたい点を申し上げます。

委員には視覚に障害のある方、また、本日オンラインでご参加の方もいますので、あなたが発言されるのか確認できますように、ご発言の前に所属とお名前をお願いいたします。

会場にいらっしゃる皆様へのお願いでございます。

皆様の前にイエローカード、こちらのカードをご用意してございます。これは、議事の内容が分かりにくい場合などに掲げていただくものでございます。このイエローカードの提示があった場合には、ご発言者はいま一度、ゆっくり、分かりやすくご説明をお願いいたします。

次に、オンラインで参加されている皆様へのお願いでございます。

本日イヤフォンまたはヘッドフォンの着用をお願いいたします。また、ご自身の発言されるとき以外は、マイクは常にオフにしてください。マイクをオンのままにしますと、ご自身の周辺環境の音が会場に聞こえる可能性があります。

また、ご発言の際は、Webexアプリの挙手機能を使わずに、ご自身で実際に手を挙げてお知らせいただくようお願いいたします。

また、音声聞こえないなどの不具合が発生した場合は、チャットで主催者を選び、メッセージの送信をお願いいたします。メッセージが送信できない場合には、本日の会議の案内メールに返信する形でメールでお知らせをお願いいたします。

なお、本協議会部会は、資料、議事録、いずれも原則公開となっておりますので、ご発言の際には個人情報などにご配慮くださるようお願いいたします。

進行上のお願いは以上でございます。

本日は、皆様のご協力をいただきながら円滑に進められますよう努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、川内部会長から一言ご挨拶をいただきましてから、これ以降の議事進行をお願いいたします

○川内部会長 皆さん、こんにちは。東洋大学の川内です。

まずは、お久しぶりの方もたくさんいらっしゃって、よくぞ生き延びていらっしゃいましたということで、このまま以前のようにすんなりといろんな活動ができるかどうか分かりませんが、ひとまずは一息ついたかなという感じがします。

この部会は今日が初めての会合ですので、篠課長のほうからいろいろご説明をいただきたいと思います。じゃあよろしく申し上げます。

○篠課長 事務局の篠でございます。

それでは、議事について、まず資料3及び資料4に沿ってご説明させていただきます。

まず、資料3の東京都障害者差別解消支援地域協議会部会設置及び検討内容についてをご覧ください。

1の設置目的でございますが、障害者差別解消支援地域協議会では、都が受け付けた相談事例や都の事業の報告等を行っておりますが、今般、特定のテーマを扱う部会を設置し、委員の皆様の専門的知見に基づいた対応等を検討するものでございます。

次に、2の地域協議会との関係をご覧ください。本部会の設置の根拠は、地域協議会設置要綱第8条になります。

3の検討テーマをご覧ください。都としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、視覚障害者がソーシャルディスタンスを適切に取れるような誘導や、マスクを着用した会話の際の聴覚障害者への配慮など、コロナ禍に対応した新たな生活様式における様々な課題について、社会の理解を深めていく必要があると考えております。こうしたことから、本部会において、新たな日常生活における合理的配慮の提供例についてご検討いただき、普及啓発を図ってまいりたいと考えております。

4の検討スケジュールでございますが、今後、10月から来年2月にかけて3回程度の部会の開催を予定しております。各回の予定している議事は、資料に記載のとおりでございます。

本部会でご議論いただきました後に、取りまとめた事例につきましては、令和4年度に事例集として作成し、配布する予定でございます。

続きまして、資料4、コロナ禍に対応した新たな日常生活における課題（報道事例等から）をご覧ください。

これまで、報道などにより提起された新たな課題等をまとめた資料になります。今後、皆様にご検討いただく内容ですので、一つずつご説明をいたします。

まず、視覚障害については、距離を把握することが難しいため、気がつかずに近づき

過ぎてしまうことがある。

ガイドヘルパーの肩や腕につかまり、密着して歩く必要があり、身体的距離を確保できない。

また、透明アクリル板の設置箇所や距離を保つための床の目印など、感染防止のためのレイアウトの変更が分かりづらい。

また、消毒や体温測定の実施や入口・出口の固定、営業時間の変更など、店舗等を利用するに当たっての新しいルールが分からない。

さらに、誘導、買物や注文の手伝いを頼みにくいですとか、物を手に取って確かめたい。

また、金銭を以前は手渡しをしてきていたが、トレイの上に置かれるようになり、取るのに時間がかかるなどの課題が挙げられております。

次に、聴覚障害については、コミュニケーションの際に、口の動きや表情を参考にしているため、話している内容を理解するのが難しくなったということですか、話しかけられても、相手の声が籠もっていて気がつかない。複数の人と話をする際に、誰が話しているかが分からないなど。

また、オンライン会議において手話通訳者と資料を同時に見るのが難しいなどの課題が考えられます。

2 ページ目をご覧ください。肢体不自由に関しましては、車椅子使用者と会話をする際に、相手が視線を合わせようとして近づき過ぎてしまうということですか、車椅子使用者と介助者は介助中に距離を取ることが難しい。そのため、1 席ずつ空けて座ることがルール化されている場合に介助者が隣の席に座れない。

また、消毒液の置いてある位置が高くて手が届かない。

さらには、上肢に障害があるため、マスクの着脱や消毒液の取り出しがスムーズに行えないなどの課題が報道されております。

内部障害につきましては、呼吸機能障害があり、マスクをすると呼吸が苦しくなるため、つけることが難しい。

また、知的・発達・精神障害に関しましては、人との距離間をつかむことが難しく、近づいてしまうことがあるや、支援者は密着して支援をする場合がある。

また、感覚過敏のため、マスクの着用、手洗い、消毒が困難であることや、表情が見えないことに不安を感じてしまう。

さらに、マスクをつけなければならないことが理解できないということや、3 ページに続いておりますけれども、マスクがつけられないために周りから厳しい目で見られ、外出がしにくくなったというようなお声もあります。

さらに、コロナ禍という状況が理解できない。

感染症への強い不安を感じる。そのため、いつもどおりでないとパニックになる。

会話を控えなければいけない場面でも、障害特性により声を出してしまうことがある

などの様々な課題が指摘をされております。

委員の皆様には、こうした事例に対する合理的配慮の提供例についてご検討いただければと思います。

また、今申し上げた事例以外にもコロナ禍に対応した新たな日常生活における課題について、別途事務局からご依頼を申し上げますので、11月11日頃までにご提供いただければ幸いです。

資料3及び資料4に関する説明は以上でございます。

○川内部長 はい。ありがとうございます。

確認ですけれども、主には資料4の様々な事例について、ここでこんなアイデアがあるよということを10分程度で議論するということによろしいんですかね。

○篠課長 そうですね。まず、こちらのほうでも様々な媒体からコロナ禍における様々な課題について収集をしていたところでございますが、このほかにも新たな合理的配慮が必要と思われるような事例がございましたら、ぜひ、皆様からご提案いただければというふうに考えております。

○川内部長 はい。川内です。ありがとうございます。

じゃあまずは、様々な問題例を出してもらいましょうということによろしいですね。

○篠課長 はい。

○川内部長 じゃあまず私から申し上げますと、お店の入り口に検温用のタブレットみたいなものが置いてあって、大抵、車椅子では届かないので検温ができないとかというような問題はあります。

それから、ここにもちよっと書いてありますが、ペダルで踏むアルコールの装置があるので、車椅子使用者にはそれができないとかというようなこともあります。

これについては、スーパーによっては、低い位置に置いたものも、高い位置と低い位置に置いたものがあつたりして皆さんが買物のカートを消毒するために低い位置に置いてあるのか、それを使わせてもらおうとかというようなことはあります。

といったようなことで、皆さん、日常の中でこういうことに不便しているということがあればご発言いただきたいと思います。

はい、佐々木さん。

○佐々木委員 都盲協の佐々木です。

実は、来る前に事務局のほうにも提出したんですけど、私、視覚障害者の立場から身近なところで、なおかつ、今回、新聞記事等で載っていない部分で出しているんですけど、二つばかり提出させていただきました。

一つが、我々、ガイドヘルパーを依頼することによって外出できるんですけど、このコロナ禍が浸透するというか、感染が拡大する中で、ガイドヘルパーさんも生身の人間なので、ガイドさん自体がもう怖いから外へ出ないということで仕事をやめたりですね。あるいは、仕事をやめるわけではないんだけど、取りあえず当面は仕事を控えるという

ような事態が出ておりました、そうすると視覚障害者は外出ができない。事実、ガイドヘルパーさんが見つからないからということで外出を手控えなければならないという例が出ています。この辺、合理的配慮とどう関わりするかちょっと私、今すぐにこうでしょうとは言えないんですけど、そういう状態にあるということですね。

もう一つは、これも直接コロナの拡大によってもたらされたということじゃないんですけど、今、店舗ではレジの問題が、新聞に載っているのと別に、現金をさわれないということとは別にもう一つ、今、喧伝されておりますようにセルフレジが増えてきておりました、現状はまだセルフレジは少ないので、視覚障害者、何とかなっているんですけど、この世の中が非接触の時代に進んでいる感じがします、そうするとセルフレジが増えてきたら困るな。なおかつ、セルフレジの先には無人レジというんですかね、人がいなくなるようなレジも考えられるので、こういうようなときに我々、視覚障害者は合理的配慮として買物をするのにいろんな配慮が店舗側に依頼することができるのかということをお考えしております。

こんな二つばかり今私としては持っておりますので、よろしく願いいたします。

○川内 川内です。ありがとうございました。

今の佐々木さんの一つ目の指摘ですね。ガイドヘルパーが不足がちだという話は、ほかにも随行者が必要な方ですね。外出のときに誰かと一緒にというような方は多分共通の問題かなというふうに思います。

ほかに何かありませんか。ネットの向こうの方々も何かあれば手をお挙げください。

川内ですが、皆さんあれですか。もう慣れてしまって、何となくうまくやれているんですかね。意外に何も出てこないというのが驚いています。

川内ですが、どうすればよろしいですか。あまりにも意見が出てこないんですけども、宮澤さん、何か会員の方々から声を聞いていませんか。

○宮澤委員 身体障害はいろんな方がいらっしゃいまして、これはということはいらないんですけど、ちょっと私から言うと、私、低身長なんですけれど、この間のパラリンピックで初めて低身長という言葉を知りましたが、それは車椅子の利用者と同じようなことなんですけど、やっぱり人を呼んで商品を取ってもらうということが簡単に、それでもいいんでしょうけど、それではあまりいい顔をしないというんですかね。ちょっとその物を取ってもらえますかと言うと、ちょっと待ってくださいと、やっぱり距離を置きながらこうなんです。コロナの前のようにさっと取ってくるようなことがなかなか難しいということで、これもコロナ禍の時代では考えなきゃならないのかなと思います。

それから、これ、私の低身長のことなんですけど、私が立って話していると、一般の方の160、170センチの方が座って話をしてくるんです、私と同じような位置で。そうすると、私はそんなにこだわっていないんですけど、相手方が見下ろすようでは失礼だなということで座ってくる。そうすると、それが、私はプレッシャーになるんですね。そこまでしなくていいですよと言うんですけど、いや、いいですよと言ってこう

やって座ってくると。

そういう状態が障害を持っている人たちにとってのプレッシャーを感じるということがどうなのかなど。それは自分が言っていかなければならないことで、中腰でもいいですよと言うと、中腰は疲れるからと。そういうようなちょっと身長が少ない方は、そういう苦勞というのですかね、そこまで面倒をかけているのかなというようにことをちょっと感じます。

以上です。すみません。

○川内 川内です。ありがとうございました。

本田さん、何かお聞きになっていることがありますか。

○本田 東京つくし会の本田でございます。

精神障害の場合では、割とこのコロナでの困惑といったことは目に見えては聞きませんが、漠然とした不安感ということ、社会が不安感情が漂っているということは、何となく自分自身も不安になる。それは、私たちも同様に不安感というのは持つんですけども、もともと不安定でやっとならぬと綱渡りのように生きていたようなまだ安定していない精神障害にとりましては、非常にこの不安感、厄介な不安感、取り除けない不安感、漠然とした不安感といったものを、この社会の空気というものが非常に厄介だなという声は聞こえてきます。実際にそれによって、より不安定になっているという症状が多く見られます。

それと、もともとが不安定な方たちの場合ですと、やはりマスクをするということがすごく身体的、「せねばならぬ」というところの「ならぬ」というところのプレッシャーというのが、私たち以上にプレッシャーになっている、ストレスになっているということで、ストレスの増加による不安定化という声も聞こえてきます。

精神障害のところでは、目に見えないところでいろんな形として表れてはくるのでしようけれど、個々のケースによって全く表れ方が違ってくるので、これといったところでのケースと事例としては、ちょっと出しづらいところがあるのかなという気はします。

○川内 川内です。はい。ありがとうございました。

○本田 本田でございます。それともう一つ。

○川内 川内です。ごめんなさい。

○本田 視覚障害の夫との生活をしておりまして、先ほど佐々木さんがおっしゃったガイドヘルパーの数の少なさというのは非常に深刻です。

つまり、今までは電話をしてヘルパーさんの確保ができていたところが、非常にヘルパーの確保が難しくなっている。ただ、お話を聞くと本当に納得するんですよ。私自身はヘルパーをしていきたい、やってあげたいと思っているんですけども、家族が、おじいちゃん、おじいちゃんももしコロナになっちゃったら、この子たち、学校に行けなくなっちゃうんですよと、つまり孫が学校に行けなくなるよということを言われちゃうと、本田さんのヘルプをしてあげたいと思っているんですけど、家族にそう言われちゃ



うとねという声が非常に多く聞こえてきます。

そういった中では、どの視覚障害の方たちも、あと、知的障害もそうですけど、移動支援のガイドヘルパーの確保の難しさというのをすごく実感しております。

私ごとですけど、私の娘が知的障害で一緒なんですけど、このたび、コロナの最重度になってしましまして、やっとやっとこのたび退院してきたんですけども、今までヘルパーさんは家事援助しか使っていなかったところが、今度、移動支援にしばらくの間ですけどね。筋力の低下、入院が長引いたので筋力の低下ということがあって、移動支援が必要になってきたんですが、今現在、ヘルパーさんが週1回しかまだ確保できない状況なので作業所に通えなくなっているというような状況があります。それは、やはりヘルパーの数の少なさというところが影響しているのかなとは思っています。

以上です。

○川内部会長 ありがとうございます。

山口さん、最近、コロナになっていろいろ困ることがありますか。

○山口委員 そうですね。コロナも1年半続いて、マスクも、まず最初の1年目に買うのが大変でした。最初の1年目はマスクと消毒液を買うのに薬局を何軒か回り、やっと集めたところという感じでした。2年目は、大分出てきたので、マスクとかも消毒液とかもちょこちょこ買えるようになって楽なんですけど、マスクもずっとなので、マスクを外したいと職場でも言っている感じなんですけど、本当にショルダーバッグに消毒液の小さいのを入れて、階段とかの手すりを使ったら消毒をするというのは本当にずっと習慣になっています。

だから、もう手がガサガサなので、真夏ですら薬局に。

○川内部会長 ハンドクリームですか。

○山口委員 ハンドクリーム、ハンドクリームが出ているので、ハンドクリームをずっと買っていますね。

○川内部会長 随分じゃあコロナにやっぱり気を遣っていらっしゃるんですね。

○山口委員 ですね。自分が注射ができないので、やっぱり飲んでいる薬が駄目、飲んでる薬と合わないということで。

○川内部会長 じゃあワクチンが打てないんですか。

○山口委員 ワクチンが打てない。

○川内部会長 そうですか。

はい、ありがとうございます。

○本田委員 追加でいいでしょうか。

○川内部会長 どうぞ、本田さん。

○本田委員 東京つくし会の本田です。

今のハンドクリームで思い出しました。精神障害の場合、強迫神経症の方がとても多くいらっしゃって、つまり手洗いを常にしていらっしゃる。1時間ずっと続けて手洗い

をしているということで、当然ながら手がガサガサというか、手が湿疹、油がみんな取られてしまうので手が湿疹状態になっている方が結構多いですね。

ところが、そこに今のあれですけど、アルコールを使わなきゃいけない。すごくしみる。より症状が悪化してしまうというような事例の報告は数多く見られます。強迫神経症のケースに関しては、手が非常に荒れて困っているという状況は報告されています。

以上です。

○川内 会長 はい、川内です。ありがとうございます。

じゃあ、お時間も来ていますけれども、会場だけではなくてオンラインの向こうの方で最後に、これ、ご発言があるという方は、手を挙げていただけませんか。大丈夫ですかね。

では、この件についてはここまでということにしたいと思います。

じゃあ続いて、資料5からですかね。事務局にご説明をお願いします。

○篠 課長 事務局の篠でございます。

それでは、引き続き、資料5及び資料6についてご説明をさせていただきます。

まず、資料5の東京都障害者権利擁護センターが受け付けた事例をご覧ください。次の資料6と併せて、合理的配慮の提供をご検討いただく際の参考にしていただければと存じます。

まず、1の行政機関からの相談でございます。

相談概要は、発達障害の方が来館された際に、感覚過敏のためマスクを着用できないとの申し入れに対し、フェースシールドの着用など代替手段を提案したものの、どれも難しいとのことで、ご本人にご了承いただき一旦お帰りいただいた事例でございます。

その後、当該行政機関はすぐにご本人に連絡をし、マスク着用なしでの来館を可としたものの、行政機関の内部でやはりマスク着用は徹底すべきとの意見があり今後の対応についてご相談をいただきました。

当センターとしましては、感染症拡大防止のための対応であり正当な理由があると考えましたが、建設的な対応や代替手段の提案等もなくマスクを着用していなければ入館を一律に拒否するという対応は不適切であるということを示し上げた上で、引き続き代替案を提案するなど、双方の建設的な対話を通じて合意していただくようお願いをいたしました。

続きまして、2の当事者の関係者からの相談です。当事者は知的障害と難病のある幼児で、その保護者からご相談をいただきました。

こちらのご相談もマスクの着用に関するものでございます。事業者を確認しましたところ、入館時のやり取りではマスクの着用ができそうだったものの、マスクを外してしまう場面があったとのことで、その際にルールどおりの内容をお伝えしたとのことでした。

事業者としましては、相談者が不快な思いをされてお帰りになられたことについて非

常に申し訳ないとの思いを持っており、そのことを当センターから相談者にお伝えをし、ご理解をいただきました。

続きまして、3の当事者の関係者からの相談をご覧ください。当事者は車椅子使用者で、映画を見たいと思い事前に映画館に連絡をしてヘルパーと二人で並んで鑑賞することが可能であるかを尋ねたところ、現在は新型コロナウイルス感染症対策のため1席ずつ間隔を空ける配置となっている。そのため、並んで利用することはできないと利用を断られてしまったという相談です。

当センターから映画館にご連絡をし、建設的な対話の実施などをお話ししましたところ、今後は柔軟な対応を心がけていくとのことでご相談者にもご理解をいただきました。

続きまして、資料6、他自治体が受け付けた事例をご覧ください。

他県において対応した相談事例をまとめた資料になります。事例1及び事例2は、やはりマスクの着用に関するご相談です。透明なマスクやフェースシールドの着用、またメモやホワイトボードの使用等が対応例として挙げられております。

事例3及び事例4は、買物をした際に袋に入れてもらえなくなった事例です。一律に断るのではなく、使い捨ての手袋を使用する対応が取られております。

事例5及び事例6は、職場における取組例でございます。呼吸器障害のある方への在宅ワークの導入や車通勤が認められた事例でございます。

次に、事例7から事例10までは、オンラインやオンデマンド授業に関する取組でございます。課題の提出期限の延長やカメラ機能をオフにする取組、またチャットや自習室の利用ができるような対応が取られました。

資料5及び資料6の説明は以上でございます。

○川内部会長 ありがとうございます。

これについて何かご質問、ご意見がある方、挙手をしてご発言をお願いしたいんですが。ここをもうちょっと確認したいとか、これはどうなっているとかがありませんでしょうか。

佐々木さん、どうぞ。

○佐々木委員 都盲協、佐々木です。

今お聞きしていて二つ大事に思っていることと併せて発言するんですけど、マスクをしないから入場を制限されたとか、あるいは、座席の取り方が相手側の言うとおりでないとか、結局、これなど、一切の例外を認めないというような対応の仕方です。こういうトラブルが発生していると思います。

我々、視覚障害者の立場ですと、この相談事例、指摘された事例に載っていますが、ガイドヘルパーさんと接触をしないと歩けない、こういうふうに、今、世の中で喧伝されておりますソーシャルディスタンスとか、できるだけ会話をしないとか、そういうようなことに対して視覚障害者の立場から言えば、全ての人がソーシャルディスタンスを取れるわけではないので、ですから、世の中の合理的と一つの規範に従って人の行動を

批判することはやめてもらいたい。あるいは、この部会を通じて、世の中にはいろんな障害の方がいて、必ずしも健康の、あるいは障害者の方ができることについて、視覚障害者、あるいは肢体不自由の方、知的障害の方とか、そういうふうに、こういうことはできないという方もいるということを知って分かってもらえるような内容を世論のほうに訴えるということが、この部会を通じての一つの目的にできればいいなと思っております。

ということです。

○川内部会長 川内です。ありがとうございます。ちょっと待ってくださいね。

今のように、障害によっていろいろなニーズがあるということを知ってもらいたい、それから、それに対して具体的にどういうふうな対応をやったかという事例をこの部会で作ろうとしていますので、まさに佐々木さんがおっしゃったようなことになればなというふうに思っています。

じゃあ、続いて本田さん。

○本田委員 東京つくし会の本田です。

今の川内会長と同じ趣旨の意見です。パラリンピックをなさった、してくださったことで、やはり障害がこんなにたくさん様々な障害、身体障害といっても本当にたくさん障害あるんだとか、知的障害の方たちだってこんなふうに参加できたり、頑張れるんだということがマスメディアを通じて皆さんに理解していただいたすごくいいきっかけにはなったと思うんですね。

差別解消ができたということで、検討しましょうということなので、差別解消に今どんなことを検討しているのかということも都民の皆さんにぜひアピールしたいなと思っているんですね。

そうか、発達障害の人たちだとそういうことなんだ、神経過敏とか知覚過敏とかいろんなことがあるんだということが理解していただければ、特に発達障害の方たちは、今回、このコロナで本当に生きづらい思いをしています。親たち、その保護者たち、支援者の方たちも本当に今困っているんですね。世間の目がとても厳しくて生きづらい、生きていきづらい状況が発生しているので、この障害差別解消法を検討していく中で、合理的配慮は、そんなきちつきちと角ばって「ねばならぬ」ところがもうちょっと広がって行って、そうじゃないと生きられない人たちがたくさんいるんだということが都民の皆さんに理解を得る一つの大きなきっかけ、チャンス、ピンチはチャンスなので、私たちは、今、ピンチの中にはいますけど、これをチャンスに変えていきたいというふうに強い思いを持ってこの会議に参加しております。

以上です。

○川内部会長 はい、ありがとうございます。

ほかにありませんか。

ちょっと今日は始まりが遅れたということもあるんですけども、もうお時間が来てしまいました。

では、進行のほうを事務局にお返ししたいと思います。

○篠課長 事務局の篠でございます。

本日は皆様から様々なご意見をいただきましてありがとうございました。また、追加のご意見等ございましたら、事務局宛にメール等でお送りいただければと思います。

なお、次回部会の開催日については、改めてご案内をさせていただきます。会場で配付しております資料につきましてはお持ち帰りいただければと思います。

それでは、本日の会議はこれにて終了といたします。

○川内部会長 ちょっと待ってください。すみません、川内です。

確認ですが、つまり、この資料4のような、今日は会議の中では出なかったけれども、日々いろいろ感じているコロナによって引き起こされた問題点とかというのをまずあれば、それを拾い出してくださいというのが一つです。

それから、今日いろいろなこういう問題点とか、それから自治体なんかの対応というのがありましたけれども、それに対する質問とかご意見があれば、それもということ、その二つが宿題ですね。

○篠課長 はい。まとめていただいてありがとうございます。ぜひ、以上、川内部会長からありました2点につきまして、何かありましたら事務局のほうまでメール等でいただければ大変助かります。よろしく願いいたします。

では、これにて会議のほうは終了させていただきます。本日は、皆様、どうもありがとうございました。

(午後4時54分 閉会)